

【15 釈 文】沼田町安楽寺寺請け証文

(元文五年…一七四〇)

寺請証文之事

一 栄町半兵衛娘、代々天台宗ニ而、
当寺檀那ニ紛無ニ御座一候、若シ御制禁
之きりしたん怪^方者と申出候者有レ之
候ハ、何方迄茂拙寺罷出、急度
申訳可レ仕候、為ニ後日一仍証文、如レ件

沼田坊新田町

元文五年申ノ四月十一日

安楽寺^印

森下町名主

源右衛門殿

【15 読み下し文】

寺請(てらうけ)証文の事

一 栄町半兵衛娘、代々天台宗にて、
当寺檀那に紛れ御座無く候、若(も)し御制禁
のきりしたん怪者(あやしきもの)と申し出候者これ有り
候はば、何方(いずかた)迄も拙寺罷(まか)り出、急度(きつと)
申し訳仕るべく候、後日の為、仍(よつ)て証文、件(くだん)の如し

沼田坊新田町

元文五年申ノ四月十一日

安楽寺^印

森下町名主

源右衛門殿